

【過去に休学期間がある場合の貸与期間】※専門学校（2年制）のケース

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1年次	奨学金貸与						休学期間（10月1日～）					
1年次 （注1）	奨学金貸与											
2年次	奨学金貸与						（注2）					

休学期間は修業年限に含まれないため、
修業年限は2年次の9月までとなる。

（注1） 休学等の学籍異動のため、同一学年を再履修している場合は、留年に含まれません。

（注2） 10月以降は修業年限外となりますが、第二種奨学金については修業年限後も引き続き貸与が受けられる（貸与期間の延長ができる）場合があります。詳細については在学学校にお問い合わせください。

（参考）長期履修学生の貸与期間について（詳細は在学学校に確認してください。）

第一種奨学金：通常課程の標準修業年限に相当する期間とします。

第二種奨学金：採用後に所定の手続きを行うことによって学則に定める「長期履修課程の修業年限の終期まで」貸与を延長することができます。

5 貸与奨学金の選考基準

人物・学力の推薦基準を満たしている奨学金申込者を在学学校が推薦します。機構では家計を含めた審査・選考を行い、奨学生として採用します。学力基準及び家計基準は以下のとおりです。併用貸与の基準は、既に第一種奨学金又は第二種奨学金の貸与を受けており、追加で第一種奨学金又は第二種奨学金を申し込む場合も適用されます。

緊急採用・応急採用は44ページ **1**（4）を参照してください。

（1）学力基準

【第一種奨学金（併用貸与含む）・第二種奨学金 学力基準】

「第一種奨学金のみ」又は「併用貸与」	
<2024年度入学者> （1年生）	①高等学校又は専修学校高等課程最終2か年の成績の平均が、各学校区分において以下の基準を満たすこと。 大学・短期大学：3.5以上 専修学校（専門課程）：3.2以上 ② 在学学校での成績が判明している場合は上記に加え、その成績が本人の属する学部（科）の上位1/3以内であること（専修学校専門課程を除く）。
	② 上記の基準を満たさない場合であっても、生計維持者の貸与額算定基準額が0円である者、生活保護受給世帯の者又は社会的養護を必要とする者（児童養護施設等入所者、里親による養育を受けている者等）であって、次のア又はイのいずれかに該当する者。 ア. 入学者選抜試験の成績が入学者の上位1/2の範囲に属すること。 イ. 将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること。
	③ 高等学校卒業程度認定試験合格者であること。 在学学校での成績が判明している場合は上記に加え、その成績が本人の属する学部（科）の上位1/3以内であること（専修学校専門課程を除く）。
<2017～2023年度入学者> （2年生以上）	① 本人の属する学部（科）の上位1/3以内であること。 ② 上記①の基準を満たさない場合であっても、生計維持者の貸与額算定基準額が0円である者、生活保護受給世帯の者又は社会的養護を必要とする者（児童養護施設等入所者、里親による養育を受けている者等）であって、次のア又はイのいずれかに該当する者。 ア. GPA（平均成績）等が在学する学部等における上位1/2の範囲に属すること。 イ. 修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること。 ※採用基準となるGPA、修得単位数はともに「入学時から前年度（前学年）末までの累積」によって判定されます。 ※標準単位数以上でないことについて、災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められる場合には、修得単位数が標準単位数未満であっても、学修意欲を有することが確認できれば、この基準を満たすことになります。
	<2016年度以前入学者> （2年生以上） 本人の属する学部（科）の上位1/3以内であること。
「第二種奨学金のみ」	
次の①～④のいずれかに該当すること。	
① 出身学校又は在籍する学校における成績が平均水準以上と認められること。	
② 特定の分野で特に優れた資質能力を有すると認められること。	
③ 学修に意欲があり学業を確実に修了できる見込みがあると認められること。	
④ 高等学校卒業程度認定試験合格者で、上記①～③のいずれかに準ずると認められること。	

(2) 家計基準

家計の審査は原則生計維持者のマイナンバーを利用しておこないます。次の基準に該当する必要があります（該当しない人は採用されません）。

希望する奨学金	家計基準（※1）
第一種・第二種併用貸与	生計維持者の貸与額算定基準額（※2）が164,600円以下であること
第一種奨学金	生計維持者の貸与額算定基準額が189,400円以下であること
第二種奨学金	生計維持者の貸与額算定基準額が381,500円以下であること

（※1）収入については、2022年（1月～12月）の収入に基づく2023年度住民税情報（秋に申し込む場合は、2023年（1月～12月）の収入に基づく2024年度住民税情報）により算出された貸与額算定基準額が上表に該当するか審査を行います。

（※2）貸与額算定基準額は次の計算式により算出します（100円未満は切り捨て）。

貸与額算定基準額★1＝（課税標準額）×6％－（市町村民税調整控除額）★2

－（多子控除）★3－（ひとり親控除）★4－（私立自宅外控除）★5

- ★1 市町村民税所得割が非課税の人は、この計算式にかかわらず、貸与額算定基準額が0円となります。
ふるさと納税、住宅ローン控除等の税額控除等（臨時的な減税措置を含む。）は、家計基準の判定に影響しません。
- ★2 政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、（市町村民税調整控除額）に3/4を乗じた額となります。
- ★3 生計維持者が2人を超える子どもを扶養している場合、2人を超える子ども1人につき40,000円を控除します。扶養している子どもの人数は住民税情報またはスカラネット申告人数のうち、小さい方の人数を適用します。
例 生計維持者が「申込者」と「中学生の弟」、「小学生の妹」の3人を扶養している場合の控除額は、（3－2）人×40,000円＝40,000円となります。
- ★4 ひとり親世帯に該当する場合に40,000円を控除します。
- ★5 在学採用の審査において、あなたが私立の大学・短期大学・専修学校（専門課程）・高等専門学校に在籍し自宅外通学の場合に22,000円を控除します。

【入学時特別増額貸与奨学金（一時金）】

貸与額算定基準額が75,000円以下であること。

基準を満たしているかどうかは、在学よりお知らせがあります。

基準を上回る場合でも、公庫の「国の教育ローン」に申込みをしたけれど低所得等を理由に利用できなかった世帯の学生も必要書類を提出することで貸与対象になります（33ページ **3** 参照）。

下記の公庫が定める「国の教育ローン」の要件を満たさないために、「国の教育ローン」を申し込むことができなかった世帯の学生は対象外です。

公庫が定める「国の教育ローン」の要件

1. 借入申込世帯の年間収入（所得）金額が公庫の示す金額以内であること
2. 借入申込金額が350万円を超えていないこと※
3. 使途が教育資金であること
4. 保護者等による申込みであること

※一定の要件に該当する場合は、上限450万円。詳しくは日本政策金融公庫のホームページをご覧ください。

公庫の融資の申込み	入学時特別増額貸与奨学金の利用
上記1～4の要件を全て満たしたが公庫の審査の結果、融資を断られた場合	○（利用できます）
上記1～4の要件を満たしており公庫の審査の結果、融資が受けられた場合	×（利用できません）
上記1～4の要件を満たさないために、融資を受けることができなかった場合	×（利用できません）

家計基準に該当するか調べたい方へ

JASSOのホームページに掲載している「進学資金シミュレーター」で、家計基準に該当するかおよびその目安が確認できます。



【参考】収入・所得の上限額の目安

表中の数字はあくまで目安です。収入基準は2022年（秋に申し込む場合は2023年）の収入・所得に基づく住民税情報等により設定されているため、世帯構成、障がい者の有無等により、目安の金額を上回っていても対象となる場合や、下回っていても対象とならない場合があります。

（単位：万円）

世帯 人数	想定する世帯構成	（★）が給与所得者の世帯 （年間の収入金額）			（★）が給与所得者以外の世帯 （年間の所得金額）		
		第一種	第二種	併用貸与	第一種	第二種	併用貸与
2人	あなた、 親①（ひとり親）（★）	777	1,180	722	559	905	513
3人	あなた、親①（★）、 親②（無収入）	732	1,127	677	550	891	503
4人	あなた、親①（★）、 親②（★※）、高校生	880	1,309	826	613	937	566
5人	あなた、親①（★）、 親②（★※）、高校生、中学生	972	1,387	911	678	1,003	646

※親2は、例として、給与所得の場合（左表）は収入300万円、給与所得以外の場合（右表）は所得200万円としています。

猶予年限特例制度

家計状況の厳しい世帯の学生が第一種奨学金の貸与を受けた場合、本人が、卒業後に一定の収入を得るまでの間は、願い出により、特例として年限（猶予を受けることができる期間）の制限なく返還期限猶予を受けることができる制度です。

詳しい手続き、適用条件についてはJASSOのホームページをご確認ください。



日本学生支援機構ホーム≫奨学金（すべてを見る）≫JASSOの奨学金≫貸与奨学金（返済必要）≫

- ・第一種奨学金（無利子で借りる）≫第一種奨学金の家計基準
- ・第二種奨学金（有利子で借りる）≫第二種奨学金の家計基準
- ・第一種・第二種併用貸与の奨学金≫第一種・第二種併用貸与の家計基準



第一種奨学金の目安



第二種奨学金の目安



併用貸与の目安

第1部

貸与奨学金制度の概要

1 貸与奨学金の種類と貸与額

貸与奨学金には次の3種類があります。

奨学金の種類	利子	貸与の方法	
第一種奨学金	無利子	毎月の奨学金	原則として毎月1回振込み
第二種奨学金	有利子	毎月の奨学金	原則として毎月1回振込み
入学時特別増額貸与奨学金	有利子	一時金	上記の奨学金の振込時に増額して1回だけ振込み

※第一種奨学金と第二種奨学金は両方受けることができ、両方を受けることを併用貸与といいます。

併用貸与の場合、貸与総額（返還総額）が多額になる場合がありますので、本当に併用貸与を必要とするかよく考えてください。申し込む場合は、卒業後に返還することを考えて貸与月額を慎重に選択してください。

※入学時特別増額貸与奨学金のみの申込みはできません。第一種奨学金又は第二種奨学金と同時に申し込む必要があります。

※入学時特別増額貸与奨学金を受けるための手続きの流れについては33ページ **3** 参照

※第二種奨学金及び入学時特別増額貸与奨学金の利率については16ページ **7** 参照

(1) 第一種奨学金

入学年度によって、適用される貸与月額が異なります。また、学校の種類（大学・短期大学・専修学校）、設置者（国公立・私立）、通学形態（自宅・自宅外）別に定められた金額から選択できます。なお、途中年次への編入学者、転学者は、編入学や転学前に在籍していた学校に入学した時を入学年月とします。

専修学校（専門課程）のうち、独立行政法人及び地方独立行政法人が設置する専修学校は「国公立」の月額が適用されます。

自宅外通学の人は自宅通学の月額も選択可能です（給付奨学金（2019年度以前より受給のものを除く）受給中の場合は、給付奨学金の通学形態と同じになります）。

給付奨学金（2019年度以前のものを除く）受給中の場合は、貸与月額が調整されます（詳細は7ページ参照）。

【2018年度以降入学者の貸与月額】

区分 月額 の種類	大学				短期大学・専修学校（専門課程）			
	国・公立		私立		国・公立		私立	
	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外
最高月額	45,000円	51,000円	54,000円	64,000円	45,000円	51,000円	53,000円	60,000円
最高月額 以外の月額				50,000円				50,000円
		40,000円	40,000円	40,000円		40,000円	40,000円	40,000円
	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円
	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円

※最高月額は、併用貸与の家計基準に該当する場合のみ利用できます。

【2017年度以前入学者の貸与月額】

大学				短期大学・専修学校（専門課程）			
国・公立		私立		国・公立		私立	
自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外
45,000円	51,000円	54,000円	64,000円	45,000円	51,000円	53,000円	60,000円
30,000円				30,000円			

※「自宅通学」とは、学生等が生計維持者（原則父母）と同居している（またはこれに準ずる）状態のことをいいます。

※「自宅外通学」とは、以下ア～オのいずれかに該当し、かつ、あなたが生計維持者のもとを離れて、あなたもしくは生計維持者が家賃を支払って生活している状態のことをいいます。

※ 申込時に「自宅外通学」の月額を選択できる人は、2024年4月の時点から申込日時点までの通学形態が「自宅外通学」である場合に限りです。

ア、実家（生計維持者いずれもの住所）から大学等までの通学距離が片道60キロメートル以上（目安）

イ、実家から大学等までの通学時間が片道120分以上（目安）

ウ、実家から大学等までの通学費が月1万円以上（目安）

エ、実家から大学等までの通学時間が片道90分以上であって、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が1時間当たり1本以下（目安）

オ、その他やむを得ない特別な事情により、学業との関連で、実家からの通学が困難である場合

【給付奨学金（2019年度以前採用のものを除く）受給中の第一種奨学金の貸与月額】

給付奨学金又は高等教育の修学支援新制度による授業料減免を受けている人が併せて第一種奨学金の貸与を受ける場合、給付奨学金の支援区分等に応じて第一種奨学金の貸与月額は下表のとおり調整されます。この場合、貸与奨学金の申込時に選択した貸与月額及び貸与中の月額から減額又は増額（併給調整といいます）されることがあるので注意してください。また、給付奨学金が「自宅通学」の月額の場合、第一種奨学金も「自宅通学」の月額になります。なお、給付奨学金と第一種奨学金を同時に希望して同月に新規採用となる場合や、併給調整後の振込額で精算処理（相殺）ができる場合は機構にて行いますが、精算処理ができない場合（調整後月額が0円の場合等）は諸規程の定めに基づき、貸与終了後に返還することになります。

学校種別・給付奨学金の区分			国公立		私立	
			自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
大学	第Ⅰ区分		0円	0円	0円	0円
	第Ⅱ区分		0円	0円	0円	0円
	第Ⅲ区分		20,300円 (25,000円)	13,800円	21,700円 (20,000円、30,300円)	19,200円
	第Ⅳ区分	多子世帯	26,500円 (20,000円、31,400円)	23,100円	29,800円 (20,000円、38,700円)	20,000円、30,400円
		理工農系	併給調整なし（注3）	併給調整なし（注3）	20,000円、34,500円 (20,000円、30,000円、44,500円)	20,000円、 30,000円、44,500円
短期大学	第Ⅰ区分		0円	0円	0円	0円
	第Ⅱ区分		3,800円 (7,100円)	0円	0円	0円
	第Ⅲ区分		24,300円 (29,000円)	17,800円	22,900円 (28,500円)	17,400円
	第Ⅳ区分	多子世帯	29,500円 (20,000円、34,400円)	26,100円	20,000円、30,400円 (20,000円、36,300円)	28,000円
		理工農系	併給調整なし（注3）	併給調整なし（注3）	20,000円、30,000円、40,000円 (20,000円、30,000円、47,000円)	20,000円、 30,000円、47,000円
専修学校 (専門課程)	第Ⅰ区分		1,900円 (3,800円)	0円	0円	0円
	第Ⅱ区分		16,200円 (19,500円)	0円	0円	0円
	第Ⅲ区分		20,000円、30,500円 (20,000円、35,200円)	24,000円	23,800円 (29,400円)	18,300円
	第Ⅳ区分	多子世帯	20,000円、34,200円 (20,000円、39,100円)	20,000円、30,800円	20,000円、31,100円 (20,000円、37,000円)	28,700円
		理工農系	併給調整なし（注3）	併給調整なし（注3）	20,000円、30,000円、40,700円 (20,000円、30,000円、47,700円)	20,000円、 30,000円、47,700円

- (注1) 給付奨学金の対象校は、国又は地方公共団体から対象となることの確認を受けた学校となります。在学が対象となるかは在学にお問い合わせください。
- (注2) 生活保護（扶助の種類を問いません）を受けている生計維持者と同居している人及び社会的養護を必要とする人で児童養護施設等から通学し、「自宅通学」扱いの人は、上表のカッコ内の金額となります。
- (注3) 併給調整がされない通常の貸与月額については、6ページをご確認ください。
- (注4) 2017年度以前入学者は、20,000円を選択できません。
- (注5) 通信教育課程、夜間部（昼夜課程を除く）に在籍している人の貸与月額は、上表の金額とは別に定められた金額となります。詳細は機構のホームページに掲載している第一種奨学金の貸与月額表をご覧ください。
(https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_1shu/kingaku/2019ikou.html)
- (注6) 上表の貸与月額にかかる機関保証料の目安は、機構ホームページに4月以降掲載予定です。
https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_1shu/hosho/kikan_hosho/hoshoryo.html
- (注7) 給付奨学金の申込時に「自宅外通学」を選択し、「自宅外通学」の書類審査が完了していない場合、第一種奨学金も当初は自宅月額の振込みとなります。自宅外月額の振込みは、「自宅外通学」の書類審査完了後となります。「自宅外通学」の書類審査完了までに振り込まれた第一種奨学金の自宅月額は、併給調整後の振込額で精算処理（相殺）ができる場合は、機構にて併給調整を行います。精算処理ができない場合（調整後月額が0円の場合等）は諸規程の定めに基づき、貸与終了後に返還することになります。

(2) 第二種奨学金

貸与月額は2万円から12万円までの間で1万円単位で額を選択できます。

第二種奨学金について、以下の課程に在籍する人は12万円を選択した場合に限り、次のとおり増額ができます。

私立大学の医学・歯学の課程	： 4万円増額（12万円＋4万円＝月額16万円）
私立大学の薬学・獣医学の課程	： 2万円増額（12万円＋2万円＝月額14万円）

※増額分の利率については16ページ 7 (2) 参照

※第二種奨学金については給付奨学金受給による貸与月額の調整（併給調整）はありません。

(3) 入学時特別増額貸与奨学金（一時金）

入学時の諸費用の負担を補うことを目的として10万円から50万円までの間で10万円単位で額を選択できます。

申込みは入学時（編入学者は編入学時）に限りです。